

## 令和3年度 学校におけるボランティア活動助成事業実施要綱

この事業は、今後の地域福祉の担い手となる小学校及び中学校の児童・生徒を対象に、社会奉仕、社会連帯の精神を養い、社会福祉への理解と関心を高めるとともに、活動を通じて家庭及び地域社会へボランティア活動の啓発を図ることを目的とする。

### 2.実施主体

社会福祉法人 かつらぎ町社会福祉協議会

### 3.助成対象

町内小・中学校

### 4.活動期間

令和3年4月～令和4年2月

### 5.事業内容

目的達成のために行う地域の方々との交流活動やボランティア活動に対し助成金を交付する。

(活動内容例)

- ① 福祉講座や講演会、地域の方との交流活動の実施。
- ② 学校新聞を利用したボランティア活動に係る広報・啓発活動。
- ③ 社会福祉施設等への訪問による施設利用者との交流や介護の体験活動。
- ④ 運動会、体育祭、文化祭等の学校行事への地域の方の招待と交流。
- ⑤ 近隣地域においての各種ボランティア活動。
- ⑥ ボランティアまつり等での活動発表。(輪番制)
- ⑦ その他、目的に沿った活動。

## 6.助成額

1校につき5万円を上限とする。ただし、剰余金があれば返金となる。  
助成金は、共同募金配分金、かつらぎ町社会福祉協議会会費を充てる。

## 7.実施方法

### (1) 活動計画書兼助成申請書の提出。

小・中学校は、学校におけるボランティア活動助成事業活動計画書兼助成申請書(様式1)に所定の事項を記入してかつらぎ町社会福祉協議会に提出する。

### (2) 助成決定と助成金の交付

かつらぎ町社会福祉協議会は提出された申請書によりすみやかに助成を決定し助成金を交付する。

### (3) 事業の実施

小・中学校は助成決定に基づき事業を実施する。

かつらぎ町社会福祉協議会は小・中学校の事業のサポートを行う。

### (4) 実績報告書の提出

活動実施後は実績報告書兼精算書(様式2)により、かつらぎ町社会福祉協議会あてに報告する。

提出期限 令和4年3月10日(木)

### (5) 剰余金の返金

剰余金があれば実績報告書兼精算書提出後、かつらぎ町社会福祉協議会へ返金をする。

## 8.その他

この事項に定めない事項については、かつらぎ町社会福祉協議会会長が決定する。